

## 「幸せ」な社会を創造する協議会 【規約】

(名称)

第1条 この会は、「幸せ」な社会を創造する協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、協議会の会員（以下「会員」）の活動のクオリティを高めることで、国内外のあらゆる人々の「幸せ」の創造に貢献することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 協議会の事務所の所在地は、会長宅に置く。

(活動内容)

第4条 協議会は、会員の活動のクオリティを高めるために、次の活動を行う。

- (1) 会員同士の文化交流
- (2) 会員の活動発信
- (3) その他、必要な活動

(会員)

第5条 会員は、国内外のあらゆる人々の「幸せ」の創造に貢献することを目的として二名以上で構成される団体とする。

(役員)

第6条 協議会には、会員の代表者（以下「長」）から会長1名、副会長1名以上2名以下、監事1名以上2名以下を置く。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。

(3) 監事は、協議会の業務執行の状況を監査する。

(役員選任方法及び任期)

第8条 役員選任方法及び任期は、次のとおりとする。

(1) 役員は、長の互選により選任する。

(2) 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の種類)

第9条 協議会の会議は総会とし、必要に応じて部会を開催でき

る。

(総会)

第10条 総会は、長で構成し、会長が招集する。

2 総会は、長の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

4 総会の議決は、長の出席者数の過半数をもって決議する。

5 総会は、年に1回以上開催し、必要に応じて臨時総会を開催できる。

6 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決議する。

(1) 活動報告及び決算

(2) 活動計画及び予算

(3) 役員を選任

(4) その他、協議会の運営に必要な事項

7 総会は、原則公開とする。

(部会)

第11条 協議会は、第4条に定める活動に関し詳細な検討を行う必要がある場合には、部会を設置して検討を依頼することができる。

- 2 部会は、当該部会への加入を希望する長で構成する。
- 3 長は、複数の部会に加入することができる。
- 4 部会は、当該部会に属する長の互選により部長1名、副部長1名を選出する。なお、役員は部長又は副部長を兼任できる。
- 5 部会は、部長が招集する。
- 6 部会の議長は、部長をもって充てる。部長に事故があるときは、副部長が部長の職務を代理する。
- 7 部長及び副部長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 8 部会は、その検討結果を会長に報告する。
- 9 部会は、原則公開とする。

(経費)

第12条 協議会にかかる経費は、寄付金、市等からの補助金、その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、初年度は本規約の施行日に始まり令和5年3月31日に終わるものとする。

(解散)

第14条 協議会は、第2条の目的が達成されたとき、あるいは存続の必要性がなくなったときに解散することができる。

(その他)

第15条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、長の協議で定める。

(付則)

1. 本規約は、この会の成立の日（令和4年10月25日）から施行する。

2. この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長                    日本ゆたかなまちづくり研究会

新田 時也

副会長                  認定 NPO 法人

子供のための国際音楽交流協会（AIMEC）

岩井 光祐

監 事                    は一ぷす

野原 美和

3. この会の設立当初の役員の任期は、第8条（2）の規定にかかわらず、成立の日から令和5年5月31日までとする。

4. この会の設立当初の活動計画及び予算は、第10条第6項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この会の入会金及び会費は、第12条の規定にある「その他収入」に含まれる。額は総会において決定する。